

議員提案第60号

新潟市議会委員会条例の一部改正について

新潟市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成22年3月23日提出

新潟市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

藤 田 隆
渡 辺 仁
青 柳 正 司
下 坂 忠 彦
串 田 修 平
木 村 文 祐
遠 藤 哲
渡 辺 孝 二
小 山 哲 夫
渡 辺 有 子
本 岡 良 雄
室 橋 春 季
加 藤 大 弥
小 山 進

新潟市議会委員会条例の一部を改正する条例

新潟市議会委員会条例（昭和43年新潟市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条総務常任委員会の項中「政策企画部」を「地域・魅力創造部」に改め、「都市政策研究所」の次に「秘書課」を加え、同条文教経済常任委員会の項中「国体推進部」を削り、同条市民厚生常任委員会の項中「健康福祉部」を「福祉部、保健衛生部」に改める。

第8条第3項を削り、同条第2項中「前項ただし書」を「第1項ただし書」に改め、「とき」の次に「及び前項ただし書の規定により常任委員の所属を変更したとき」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議にはかつて当該常任委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

第8条第4項中「前項」を「第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の新潟市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定により設置された総務常任委員会、文教経済常任委員会又は市民厚生常任委員会の委員、委員長又は副委員長である者は、それぞれ、改正後の新潟市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定により総務常任委員会、文教経済常任委員会又は市民厚生常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任され、又は互選されたものとみなし、その委員の任期は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、旧

条例の規定による常任委員の任期満了の日までとする。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により設置された総務常任委員会，文教経済常任委員会又は市民厚生常任委員会に付議されている事件は，新条例の規定により，それぞれ，当該事件に相当する事件を審査すべき常任委員会に付議されたものとみなす。